

# 第4号議案説明資料

## 信用事業規程変更理由書（案）

当組合は、従前から農業メインバンクとして、地域の多様なニーズに対応し、農業所得向上や地域活性化に向けた取り組みを推進しているところです。

今般、これらの取り組みの更なる強化を図るため、農業法人等の経営や事業継承に関する相談並びに助言・指導等の業務や、農業法人等の事務の受託業務を実施できるよう、所要の規定の整備を行うものです。

### 信用事業規程新旧対照表（案）

新 条 文	現 行 条 文
第1 事業の種類 1～14 (略) 15 <u>上記1～14の事業に附帯する次の事業その他の事業</u> <u>(1) 農業法人等の合併・買収及び事業譲渡等に関する仲介並びに助言・指導</u> <u>(2) 農業法人等の経営に関する情報の提供・相談並びに助言・指導</u> <u>(3) 農業法人等の事務受託業務</u> 16～18 (略)	第1 事業の種類 1～14 (略) 15～17 (略)
第2 事業の実施方法 1～14 (略) 15 <u>その他の附帯事業</u> <u>(1) 農業法人等の合併・買収及び事業譲渡等に関する仲介並びに助言・指導</u> <u>契約に定めるところにより依頼者又は提携先等から所定の手数料を徴することができる。</u> <u>(2) 農業法人等の経営に関する情報の提供・相談並びに助言・指導</u> <u>契約に定めるところにより依頼者又は提携先等から所定の手数料を徴することができる。</u> <u>(3) 農業法人等の事務受託業務</u> <u>契約に定めるところにより依頼者又は提携先等から所定の手数料を徴することができる。</u> 16～19 (略)	第2 事業の実施方法 1～14 (略) 15～18 (略)
第3 (略)	第3 (略)

新 条 文	現 行 条 文
<p>附則（令和 年 月 日）</p> <p><u>この規程の変更は、行政庁の承認のあった日から効力を生ずる。</u></p>	

附帯決議

信用事業規程の一部変更につき、承認申請の際の行政庁の指示による字句等の修正は、理事会に一任することについて承認をお願いするものです。